

## 道路占用許可条件

1. 占用工事及び占用物件の維持管理等について
  - (1) 占用物件の設置場所、構造、占用工事の実施方法及び道路の復旧方法については、許可書に特別の定めがない限り占用申請書及びその添付図書により実施すること。
  - (2) 占用工事実施中に、占用物件の設置箇所、構造、工事の方法等を変更する必要があるときは必ず報告すること。
  - (3) 占用工事が完了した後は速やかに道路工事完了届に写真（施工前・中・後）を添付して提出すること。
  - (4) 舗装復旧が不完全であることによる1年以内の破損及び沈下、または構造物の沈下等による道路との段差等について交通上支障があると認められるときは、手直し工事を命ずる。
  - (5) 占用工事及び占用物件に起因して、道路の構造物又は第三者に損傷や損害を与えた場合、若しくは第三者と紛争を生じた場合には、占用者の責任において解決するものとする。
  - (6) 占有者は、地下に埋設する電線、水道管、下水道管、又はガス管については、その名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項を表示したビニールテープ等を貼付けすること。
  - (7) 占用物件の清掃、維持管理を適正に行い、道路の構造又は、交通に支障のないようにすること。
3. 占用の権利の譲渡等
  - (1) 占有者は、占用許可に基づく権利を譲渡してはならない。ただし、浅川町長の許可を受けたときは、この限りではない。
  - (2) 相続、合併等により占用許可に基づく権利を承継した者は、その承継の30日以内にその旨を浅川町長に届け出ること。
4. 占用に関する手続き
  - (1) 前項の届け出のほか、次の異動があった場合は、すみやかに届け出ること。
    - イ 住所又は氏名を変更（譲渡による場合を除く）したとき。（14日以内）
    - ロ 占有者である個人が死亡したとき。（14日以内）
    - ハ 道路の占用を廃止したとき。
    - ニ その他許可書に記載されている事項を変更しようとするとき。
  - (2) 占用期間満了後も引き続き占用しようとする場合は、その満了日の30日前までに更新の手続きを行うこと。
  - (3) 占有者は、占用期間を満了したとき又は占用を廃止したときは、速やかに道路占用廃止届を提出し、浅川町長の指示に従い、占有者の負担において道路を現状に復旧すること。ただし、浅川町長が現状に復旧することが不相当と認めた場合は、この限りではない。
5. 許可の取り消しなど
  - (1) 道路管理者が道路若しくは道路管理の必要から占用許可を取消し、又は占用物件の移転、撤去を求めたときはこれに従うとともに、その費用は占有者において負担すること。
  - (2) 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可、その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき又は、これらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったときは、道路占用許可も失効するものとする。
  - (3) 占用許可の条件に違反したときは、浅川町占用料徴収条例により5万円以下の過料を処する。
6. 占用料等について
  - (1) 占用料については浅川町占用料徴収条例によるものとする。
  - (2) 占有者は、占用許可を受けた当該年度及び当該年度以前の占用物件一覧表を3月末日までに浅川町長に提出すること。
7. その他

占有者は、占用に関し占用許可条件に定めのない事項については、浅川町長の指示に従うこと。